平成２６年（フ）第２０３号
盛岡市中野２丁目15番10号　ＬＥＢＥＮ１―204号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字柳沢1459番地60
破産者　中山　徳庸
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２号
埼玉県秩父郡小鹿野町伊豆沢351番地
破産者　犬木　齋宮
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
相模原市緑区橋本３丁目６番20号　ダイホープラザ橋本405
破産者　長谷川広実
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４３号
岐阜県大垣市築捨町５丁目14番地４
破産者　畑山　貴祐
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
東京都葛飾区新小岩１丁目19番８号　ワカバガーデン103、前住所静岡県沼津市戸田566番地の１
破産者　眞野　らく
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
愛知県名古屋市昭和区車田町１丁目106番地レオパレス吹上の杜202号、開始決定時の住所静岡県浜松市中区十軒町281番地の１　レオパレス弥栄106号
破産者　河原　僚次
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
静岡県磐田市赤池335番地　テラスハウス飯田Ａ、前住所静岡県磐田市中田227番地
破産者　鈴木利枝子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
三重県伊賀市上神戸4507番地の267
破産者　室野　正巳
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４１号
滋賀県栗東市下鈎529番地１　エクレール久徳105号、前住所滋賀県草津市野村６丁目６番22―205号　Ｃｏｎｆａｒｅ光
破産者　廣畑　健司
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
京都市左京区上高野諸木町18番地
破産者　小牧　莞治
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１５号
広島県東広島市西条町御薗宇5034―４―205、住民票上の住所広島県東広島市西条町下三永730番地360
破産者　クレシェンテこと　幸本久美子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０１号
広島市西区三篠町３丁目12番18―805号　ベルビイ三篠
破産者　田尾　　晃
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
高知県高岡郡佐川町乙190番地
破産者　佐竹　一喜
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２号
高知県高岡郡佐川町永野2132番地ロ
破産者　竹内　美和
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市山之口町７番33―409号
破産者　上ノ園光雄
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
鹿児島県日置市伊集院町古城781番地４
破産者　藤井　義明
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第９９８４号
東京都杉並区宮前４丁目32―15―403、開始決定時の住所東京都杉並区宮前４丁目32―15
破産者　瀬沼　範夫
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４７号
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目552番地２
破産者　株式会社最上工務店
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部